

## 令和7年度からの介護保険制度改正事項・留意事項等について

この資料に記載した内容は、全ての情報を網羅しているわけではなく、特に留意いただきたい事項について、ポイントを絞って要約した内容となっています。

また、介護保険制度は、更新や新しい解釈が出ることが多い制度ですので、今後変更されることも予想されますのでご了承ください。

令和6年度介護報酬改定について、詳細は以下の厚生労働省ホームページをご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38790.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html)

### 1. 業務継続計画未策定減算について

令和6年4月～ 業務継続計画未策定減算適用開始

★令和7年4月～ **訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援**において**減算適用開始**

➡訪問系サービス（総合事業の訪問型サービス含む）は、指定権者への届出がない場合は、「減算型」として取り扱われますので、基準を満たしている場合は、**令和7年4月15日（火）までに届出を行ってください。**

なお、居宅介護支援については、指定権者への届出は不要です。

#### 【算定要件】

感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合、その翌月から  
施設・居住系サービス・・・所定単位数の100分の3を減算  
その他のサービス・・・所定単位数の100分の1を減算

### 2. 身体拘束廃止未実施減算について

★令和7年4月～ **（看護）小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）、短期利用サービス（認知症対応型共同生活介護・介護予防含む）**において**減算適用開始**

➡**看多機、小多機（予防含む）及び認知症グループホームの短期利用型（予防含む）**は、指定権者への届出がない場合は、「減算型」として取り扱われますので、基準を満たしている場合は、**令和7年4月15日（火）までに届出を行ってください。**

#### 【算定要件】（短期入所系サービス、多機能系サービス）

身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合

- ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

### 3. 「書面掲示」規制の見直し

- 令和6年度介護報酬改定により、介護事業所の運営規程の概要等の重要事項については、これまでの「書面掲示」に加えてウェブサイト※で公表することとされています。令和7年度からはウェブサイトへの掲載が義務付けられ、対応していない場合は運営基準違反となりますので、速やかに対応をお願いします。

※法人のホームページ又は介護サービス情報公表システムに掲載

### 4. 協力医療機関に関する届出について

- 令和6年度介護報酬改定により、協力医療機関と実効性のある連携体制を確保する観点から、年に1回以上、協力医療機関と入所者の急変時等における対応を確認し、当該医療機関の名称や当該医療機関との取り決めの内容等を指定権者に届け出ることが義務付けられました。
- R6年度において未提出の事業所は、令和7年3月末日までに提出をお願いします。

【資料3-1】様式：(別紙3) 協力医療機関に関する届出書.xlsx

#### 【義務付けの対象となるサービス】

- |                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| ・(介護予防) 特定施設入居者生活介護   | ・介護老人福祉施設            |
| ・介護老人保健施設             | ・介護医療院               |
| ・地域密着型特定施設入居者生活介護     | ・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 |
| ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 |                      |

### 5. 生産性向上の取組みについて

- 令和6年度から、介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置が義務付けられました。
- この義務付けの適用は、令和6年度から3年間の経過措置を設けており、令和9年3月31日までの間は努力義務とされています。令和9年4月からは義務となりますので、経過措置期間中に整備をお願いします。

#### 【参考になるページ】

厚生労働省ホームページ「介護分野の生産性向上 ～お知らせ～」  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>  
 厚生労働省「介護分野における生産性向上ポータルサイト」  
<https://www.mhlw.go.jp/kaigoseisansei/index.html>

### 6. 福祉用具購入について

- 受領委任払について  
令和7年1月より受領委任払いを開始しています。
- 一部福祉用具に係る貸与・購入選択制の導入について  
令和6年4月1日より、利用者負担の軽減、制度の持続可能性の確保、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、一部の福祉用具に貸与（レンタル）と購入の選択制が導入されました。対象福祉用具の提供については、以下の点をご説明・ご提案ください。

1. 貸与と購入の選択が可能なこと。
2. メリット・デメリットを含めた必要な情報提供。
3. 医師や専門職の意見、利用者の身体状況を考慮

詳細は、【資料 3-2】一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入について.pdf を参照ください。

【参考になるページ】

厚生労働省ホームページ「福祉用具・住宅改修」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

## 7. 介護予防支援の指定対象について

- ・介護保険法改正により、令和6年4月から、地域包括支援センターの設置者のほか、指定居宅介護支援事業者も指定を受けて介護予防支援事業を実施できることになりました。
- ・本市においては、センターにおけるケアマネジメントの負担度や居宅への一部委託の状況、居宅の介護予防支援に対する理解度などを勘案し、当面は居宅介護支援事業所の指定は行わず、センターが介護予防支援を実施することとします。
- ・本市の介護予防施策においては、センターが介護予防の質を担保する上で重要な役割を担ってきており、引き続きセンターが積極的に関与することで自立支援型の介護予防の質を高めていきます。

## 8. 介護職員等処遇改善加算について

- ・令和7年度の介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書の提出期限は**令和7年4月15日(火)**です。届出にあたっては、小松市ホームページに掲載する届出様式を用いて作成ください(県から通知があり次第、ホームページに掲載する予定です)。メールの「件名」を「令和7年度介護職員等処遇改善加算計画書の提出」とし、下記アドレスへご提出ください。

kaigo@city.komatsu.lg.jp

### (1) 新たに算定を受けようとする場合

新たに介護職員等処遇改善加算の算定を受けようとする事業者は、算定を受けようとする月の前々月の末日までに「介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書」等の届出が必要となります(介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(加算届)の提出も必要です)。

※令和7年4月または5月に介護職員等処遇改善加算を算定する場合の提出期限は令和7年4月15日(火曜日)です。

### (2) 既に算定を受けている事業所が翌年度も引き続き算定を受けようとする場合

介護職員等処遇改善加算の算定を受けている事業者で、令和7年4月以降も引き続き処遇改善加算を算定する場合の提出期限は令和7年4月15日(火曜日)です。

## 9. 指定申請等の「電子申請届出システム」の導入について

- ・令和4年度から、介護サービスに係る指定申請等がWEB上でできる「電子申請届出システム」の運用が始まっています。(石川県指定の事業所においてはR6年4月から導入済)
- ・**令和7年4月から小松市においても電子申請届出システムを導入します。**電子申請できる手続きは、指定申請、廃止・休止・再開届出、変更届出、更新申請、加算の届出です。

- ・電子申請のメリットは、申請の様式・付表をウェブ画面で入力できる、書類の印刷や持参・郵送の手間が省ける、申請・届け出の受付状況や結果についてシステム上で確認できる、などです。
- ・当面は、これまでの届出方法（持参や郵送など）でも受け付け可能とし、従来の様式も引き続き使用できますが、積極的な電子申請への移行をお願いします。
- ・詳細については、3月中に小松市ホームページに掲載するので準備ができ次第連絡します。
- ・電子申請届出システム全般に関しては、厚生労働省のホームページをご確認ください。  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

## 10. ケアプランデータ連携システムについて

- ・ケアプランデータ連携システムとは、居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアプラン（計画書や提供票データなど）のやり取りを、オンラインで完結できる仕組みです。
- ・給付事務作業の削減のために厚生労働省が利用促進しており、令和7年度についてはフリーパスキャンペーンにつき無料で利用できます。（通常は月額1,750円、年間で21,000円）
- ・3月14日（金）にケアプランデータ連携システムとフリーパスキャンペーンについてのオンライン説明会が国保中央会の主催で開催されますので、興味のある事業所は視聴ください。
- ・【資料3-3】ケアプランデータ連携システムフリーパスキャンペーン オンライン説明会の開催について.pdf

【ケアプランデータ連携システム ヘルプデスクサポートサイト】

<https://www.careplan-renkei-support.jp/>

【オンライン説明会視聴方法】

<https://www.youtube.com/live/Wkd5kOriXj8>

視聴に際して、申込・登録は不要です。

## 11. ケアプラン点検について

- ・令和7年度は厚生労働省ホームページにあるケアプラン点検支援ツールを利用し、ケアプラン点検を行います。点検する事業所には市より文書でご案内しますので、文書が届きましたら、ご協力のほどお願いいたします。月に1~2事業所、各事業所2~3名の点検を予定しています。詳細は【資料3-4】ケアプラン点検実施について.pdfをご参照ください。
- ・ケアプラン点検は課題分析標準項目に沿って行います。課題分析標準項目は令和5年10月16日に一部改正されていますので、今一度ご確認をお願いします。
- ・【資料3-5】介護保険最新情報 vol.1178 vol.1179 vol.1287

【参考になるページ】

厚生労働省ホームページ「ケアプラン点検について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/hoken/jissi\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/hoken/jissi_00005.html)

## 12. 事故報告様式の変更について

- ・国において、効率的な事故情報の収集と分析や、事業所・自治体の負担軽減などの観点から、事故報告の様式の見直しがされました。今後、事故報告の標準化、電子的な報告による情報の蓄積と有効活用等の検討もされているところです。

- ・令和7年4月以降、本市事業所においても**新たな報告様式への切り替え**をお願いします。また、報告は原則としてメールにて提出をお願いします。押印した添書は不要とします。
- ・詳細は【資料3-6】介護サービス事業者における事故発生時の報告の取扱い.pdf及び【資料3-7】事故報告書様式\_2025.xlsxをご確認ください。

### 13. 補助金により取得した施設・設備の財産処分について

- ・施設整備（ハード）補助金・交付金で取得した財産には、その個々の財産の耐用年数<sup>※</sup>中、財産の処分に対して制限がかかります。
  - ※減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）に定める償却期間
- ・処分とは、「転用」「譲渡」「交換」「貸付」「取壊し」「廃棄」を言います。
- ・耐用年数が経過する前にこれらの処分（事業の廃止や移転等）を行うことになった場合には、必ず事前に市に相談ください
- ・経過年数や処分の内容によっては、補助金の返還が必要な場合があります。

### 14. 福祉イノベーション補助金について

- ・介護従事者の業務負担軽減や、より質の高いサービス提供を目的として、介護ロボットやICT機器の導入費用の一部を助成します。
- ・補助金額は、購入の場合：補助率 1/2、レンタル・リースの場合：補助率 2/3（12カ月分まで）で、上限額は事業所ごとに50万円までです。
- ・令和7年度も予算要求をしています。予算成立後の4月以降に小松市ホームページに掲載し、各事業所へメールでお知らせする予定です。

### 15. はつらつシニア支援事業（総合事業）の日割りについて

- ・昨年度の集団指導でお知らせしたとおり、はつらつシニア支援事業の訪問型サービス及び通所型サービスの日割りについては、これまで「月途中からのサービス開始、月途中でのサービス終了の場合、日割り計算を行わない」としていましたが、令和7年4月サービス提供分からは、国の示した基準のとおり、月途中の契約開始・契約終了についても、日割り計算を行うこととします。
- ・国の示した基準は、【資料3-8】令和6年3月28日付厚生労働省事務連絡・月額包括報酬の日割り請求に係る適用について.pdfを参照ください。

### 16. はつらつシニア支援事業（総合事業）の通所型サービスの体制について

- ・平成27年度の総合事業のスタート以降、小松市の現状や課題などを踏まえながら実施してきましたが、近年の状況（急速な少子高齢化、人材不足、ニーズの変化等）を踏まえて、通いの場に関して、体系の見直しを行っています。
- ・別添のフロー図は、元気な高齢者及び総合事業の対象者、要支援1、要支援2の方に向けた通いのサービス全体の目指す姿の全体像です。【資料3-9】総合事業（小松市の通いの場の目指す姿）について.pdf
- ・新たな「通いの場」として、今年度からスタートしているのが「いろどりサロン」で、フレイル

状態になり自力で地域のサロンに行くことが難しくなった方向けの、交流を目的としたサロンです。介護事業所が送迎付きで独自のメニューを提供するものとなっており、今後、順次実施箇所を増やしていくので、選択肢の一つとしてください。サロンの実施場所や内容については、市ホームページに随時掲載します。

- ・ 現行の「新・基準緩和型通所サービス」については令和6年度末で終了し、利用者は原則「いろどりサロン」に移行することとなります。
- ・ 令和7年4月からは「**基準緩和型通所サービス**」の**新規利用は不可**となりますのでご注意ください。

## 17. 高齢者向け住まいに関する相談等について

- ・ 有料老人ホーム等の高齢者向け住まいに関して、利用者やその家族からの相談や苦情が増えています。以下は、高齢者住まいでの介護保険サービスに関する不適切なケース例となりますので、住まいの提案等の際にはご注意ください。
- ・ 入居者の「**サービス事業所やサービス内容を自身で選択する権利**」が尊重される住まいであるかを確認してください。

### 【不適切なケースの例】

- × 住まいに併設しているデイサービスや訪問介護を利用することが入居の条件になっている
  - × 入居前のケアマネに入居後も担当してほしかったが、住まいと同じ会社のケアマネに変更させられた
  - × 入居前のデイサービスを引き続き利用したかったが、入居後は利用できないと言われた
  - × 本人が必要を感じていない過剰な介護保険サービスを強要された
  - × ケアマネが本人の新たな希望や困りごとを把握しようせず、ケアプランの見直しをしてくれない
  - × 利用者や家族がケアマネと話す機会がほとんどない
- (出典：令和3年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「サービス付き高齢者向け住宅等における適正なケアプラン作成に向けた調査研究」より抜粋)

### 【参考】パンフレット

【資料3-10】01 住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅におけるケアマネジメントの考え方（居宅介護支援事業所・ケアマネジャー向け）.pdf

【資料3-11】02 住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅におけるケアマネジメントの考え方（高齢者住まい運営事業所向け）.pdf

【資料3-12】03 高齢者向け住まいでの介護保険サービス利用にあたって確認したいポイント（入居者・入居検討者向け）.pdf